

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と一般社団法人東入間医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関して、次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「埼玉県災害時医療救護基本計画」に基づいて、甲が行う応急活動時に必要となる乙の医療救護活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

2 医療救護班の編成は、原則として医師とするが、乙の医師会員が自主的に医療救護所に出動し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班の班員とみなす。

3 医療救護班員が看護師等を伴い出動し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。

（医療救護所等における医療救護班の活動期間）

第4条 医療救護所における医療救護班の活動期間は、甲乙の協議に基づき終結まで行う。

（医療救護班の任務）

第5条 乙が派遣する医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 医療救護所等の巡回による必要な医療の提供
- (5) 連絡調整及び医療救護班員に対する指揮
- (6) その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲と乙が協力して調達するものとする。

2 医療救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費の負担)

第8条 第5条の業務に関わる医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、発災後3日間にわたり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、甲乙協議のうえ、災害時の医療機関の負担とならないよう措置するものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費

(2) 医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班の班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

3 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と、読み替えるものとする。

4 第1項の定めによる費用弁償等の額については、埼玉県と一般社団法人埼玉県医師会が平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定及び平成26年3月4日付けで定められた災害時の医療救護に関する協定実施細則に準ずるほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

2 当該訓練の際、負傷者が発生した場合の医療救護活動を併せて担当するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。

(応援協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月1日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1  
富士見市  
富士見市長 星野光弘

乙 埼玉県ふじみ野市駒林元町3丁目1番20号  
一般社団法人 東入間医師会  
会長 井上達夫